

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
資本金の額の増加 別紙様式 4－7－1（増資を行うすべての銀行用） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 増資届出書（1） 資本金の額を増加いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>取 締 役 会 決 議 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法</td><td></td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> <tr> <td>増 資 予 定 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>授 権 資 本</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>現 行 資 本 金</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増加する資本金の額（予定）</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増 加 後 の 資 本 金 （ 予 定 ）</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増 資 の 日 程 （ 予 定 ）</td><td></td></tr> </table> （注）1 「取締役会決議日」とは、銀行が資本金の額を増加する旨の取締役会の決議日	取 締 役 会 決 議 日	年 月 日（ ）	資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法		理 由		増 資 予 定 日	年 月 日（ ）	授 権 資 本	千株 百万円	現 行 資 本 金	千株 百万円	増加する資本金の額（予定）	千株 百万円	増 加 後 の 資 本 金 （ 予 定 ）	千株 百万円	増 資 の 日 程 （ 予 定 ）		資本金の額の増加 別紙様式 4－7－1（増資を行うすべての銀行用） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 増資届出書（1） 資本金の額を増加いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tr> <td>取 締 役 会 決 議 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法</td><td></td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> <tr> <td>増 資 予 定 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>授 権 資 本</td><td>千株</td></tr> <tr> <td>現 行 資 本 金</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増加する資本金の額（予定）</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増 加 後 の 資 本 金 （ 予 定 ）</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増 資 の 日 程 （ 予 定 ）</td><td></td></tr> </table> （注）1 「取締役会決議日」とは、銀行が資本金の額を増加する旨の取締役会の決議日（新	取 締 役 会 決 議 日	年 月 日（ ）	資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法		理 由		増 資 予 定 日	年 月 日（ ）	授 権 資 本	千株	現 行 資 本 金	千株 百万円	増加する資本金の額（予定）	千株 百万円	増 加 後 の 資 本 金 （ 予 定 ）	千株 百万円	増 資 の 日 程 （ 予 定 ）	
取 締 役 会 決 議 日	年 月 日（ ）																																				
資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法																																					
理 由																																					
増 資 予 定 日	年 月 日（ ）																																				
授 権 資 本	千株 百万円																																				
現 行 資 本 金	千株 百万円																																				
増加する資本金の額（予定）	千株 百万円																																				
増 加 後 の 資 本 金 （ 予 定 ）	千株 百万円																																				
増 資 の 日 程 （ 予 定 ）																																					
取 締 役 会 決 議 日	年 月 日（ ）																																				
資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法																																					
理 由																																					
増 資 予 定 日	年 月 日（ ）																																				
授 権 資 本	千株																																				
現 行 資 本 金	千株 百万円																																				
増加する資本金の額（予定）	千株 百万円																																				
増 加 後 の 資 本 金 （ 予 定 ）	千株 百万円																																				
増 資 の 日 程 （ 予 定 ）																																					

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
（新株発行（条件）決議の取締役会とは異なる。）を記載すること 2 「資本金の額の増加の方法」には、株主割当、第三者割当又は募集等の別を記載すること	株発行（条件）決議の取締役会とは異なる。）を記載すること 2 「資本金の額の増加の方法」には、株主割当、第三者割当又は募集等の別を記載すること

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
資本金の額の増加 別紙様式 4－7－3（増資を行うすべての銀行用） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 増資届出書（3） 資本金の額を増加いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> <tr> <td>増 資 予 定 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>授 権 資 本</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>現 行 資 本 金</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増 加 す る 資 本 金 の 額</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増 加 後 の 資 本 金</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>前 回 の 増（減）資 年 月 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>前 回 の 増（減）資 額</td><td>千株 百万円</td></tr> </table>	資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法		理 由		増 資 予 定 日	年 月 日（ ）	授 権 資 本	千株 百万円	現 行 資 本 金	千株 百万円	増 加 す る 資 本 金 の 額	千株 百万円	増 加 後 の 資 本 金	千株 百万円	前 回 の 増（減）資 年 月 日	年 月 日（ ）	前 回 の 増（減）資 額	千株 百万円	資本金の額の増加 別紙様式 4－7－3（増資を行うすべての銀行用） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 増資届出書（3） 資本金の額を増加いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td>理 由</td><td></td></tr> <tr> <td>増 資 予 定 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>授 権 資 本</td><td>千株</td></tr> <tr> <td>現 行 資 本 金</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増 加 す る 資 本 金 の 額</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>増 加 後 の 資 本 金</td><td>千株 百万円</td></tr> <tr> <td>前 回 の 増（減）資 年 月 日</td><td>年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>前 回 の 増（減）資 額</td><td>千株 百万円</td></tr> </table>	資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法		理 由		増 資 予 定 日	年 月 日（ ）	授 権 資 本	千株	現 行 資 本 金	千株 百万円	増 加 す る 資 本 金 の 額	千株 百万円	増 加 後 の 資 本 金	千株 百万円	前 回 の 増（減）資 年 月 日	年 月 日（ ）	前 回 の 増（減）資 額	千株 百万円
資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法																																					
理 由																																					
増 資 予 定 日	年 月 日（ ）																																				
授 権 資 本	千株 百万円																																				
現 行 資 本 金	千株 百万円																																				
増 加 す る 資 本 金 の 額	千株 百万円																																				
増 加 後 の 資 本 金	千株 百万円																																				
前 回 の 増（減）資 年 月 日	年 月 日（ ）																																				
前 回 の 増（減）資 額	千株 百万円																																				
資 本 金 の 額 の 増 加 の 方 法																																					
理 由																																					
増 資 予 定 日	年 月 日（ ）																																				
授 権 資 本	千株																																				
現 行 資 本 金	千株 百万円																																				
増 加 す る 資 本 金 の 額	千株 百万円																																				
増 加 後 の 資 本 金	千株 百万円																																				
前 回 の 増（減）資 年 月 日	年 月 日（ ）																																				
前 回 の 増（減）資 額	千株 百万円																																				

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行				改 正 案			
書 比 率 の 推 移	増 資 直 前 期	増 資 実 行 期	増資実行 翌 期	書 比 率 の 推 移	増 資 直 前 期	増 資 実 行 期	増資実行 翌 期
	%	%	%		%	%	%
	資本収益率 内部留保率				資本収益率 内部留保率		
増 資 の 日 程 （ 実 績 ）				増 資 の 日 程 （ 実 績 ）			
(注) 諸比率は、次の算式により計算すること				(注) 諸比率は、次の算式により計算すること			
① 資本収益率＝ 当期純利益 ────────── 期中平均資本金				① 資本収益率＝ 当期純利益 ────────── 期中平均資本金			
② 内部留保率＝ 内部留保額 ────────── 対外流出額				② 内部留保率＝ 内部留保額 ────────── 対外流出額			
○				○			
(注) 記載要領及び添付書類				(注) 記載要領及び添付書類			
1. 銀行が資本金の額の増加を行う方針について、取締役会の決議を行った場合には（株主割当、第三者割当あるいは募集を問わない。）、その旨別紙様式4－7－1により届出するものとする（ただし、当該取締役会後においても、未決定である事項については記載を要しないものとする。）。 2. 上記1. の取締役会において、第三者割当増資により資本金の額の増加を行う方針を決定した場合、当該届出には第三者割当増資における法令等遵守に関する内部管理態勢について、以下の事項に係る資料を添付するものとする（なお、必要に応じ弁護士等の意見書を添付するものとする。）。 (1) 基本的な経営姿勢 (2) 資本充実の原則の遵守等				1. 銀行が資本金の額の増加を行う方針について、取締役会の決議を行った場合には（株主割当、第三者割当あるいは募集を問わない。）、その旨別紙様式4－7－1により届出するものとする（ただし、当該取締役会後においても、未決定である事項については記載を要しないものとする。）。 2. 上記1. の取締役会において、第三者割当増資により資本金の額の増加を行う方針を決定した場合、当該届出には第三者割当増資における法令等遵守に関する内部管理態勢について、以下の事項に係る資料を添付するものとする（なお、必要に応じ弁護士等の意見書を添付するものとする。）。 (1) 基本的な経営姿勢 (2) 資本充実の原則の遵守等			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
(3) 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止 (4) 適正なディスクロージャーの確保 (5) 商品性の適切な説明等 (6) 遵守状況の事後的な点検体制の整備 3. 銀行が上記 1. の決議に続き、第三者割当の方法により、新株発行（条件）の決議を行った場合は、その旨別紙様式 4－7－2 により届出するものとする。 本届出には以下に係る資料を添付するものとする。 (1) 有価証券届出書（写）及び目論見書又は割当先名簿等 (2) 法令等遵守に関する内部管理態勢の点検結果 4. 払込期日に、別紙様式 4－7－3 により、届出を行うものとする。 5. 監督指針Ⅲ－3－1－5－2（5）に基づき、増資完了後 6 か月経過の後速やかに事後点検の結果を、別紙様式 4－7－3 による届出の追加添付資料として提出するものとする。	(3) 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止 (4) 適正なディスクロージャーの確保 (5) 商品性の適切な説明等 (6) 遵守状況の事後的な点検体制の整備 3. 銀行が上記 1. の決議に続き、第三者割当の方法により、新株発行（条件）の決議を行った場合は、その旨別紙様式 4－7－2 により届出するものとする。 本届出には以下に係る資料を添付するものとする。 (1) 有価証券届出書（写）及び目論見書又は割当先名簿等 (2) 法令等遵守に関する内部管理態勢の点検結果 4. 払込期日に、別紙様式 4－7－3 により、届出を行うものとする。 5. 監督指針Ⅲ－3－1－5－2（5）に基づき、増資完了後 6 か月経過の後速やかに事後点検の結果を、別紙様式 4－7－3 による届出の追加添付資料として提出するものとする。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																			
(新設)	<u>新株予約権付社債の期限前償還</u> <u>別紙様式 4－9－3</u> 年 月 日 <u>金融庁長官 ○○○○ 殿</u> <u>所在地</u> <u>商 号</u> <u>代表者</u> <u>(担当部署、担当者、担当者連絡先)</u> <u>新株予約権付社債の期限前償還に関する届出書</u> <u>新株予約権付社債の期限前償還をいたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u> <u>記</u> <table border="1"> <tr> <td><u>期 限 前 償 還 理 由</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>期 限 前 償 還 予 定 日</u></td><td>年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td><u>償 還 総 額</u> <u>(円 貨 換 算 額)</u></td><td>(百万円)</td></tr> <tr> <td rowspan="4"><u>期限前償還を行う新株予約権付社債の概要</u></td><td><u>発 行 日</u> 年 月 日 ()</td></tr> <tr> <td><u>発 行 総 額</u> <u>(円 貨 換 算 額)</u> (百万円)</td></tr> <tr> <td><u>利 率</u> 額面金額に対し 年 %</td></tr> <tr> <td><u>当初償還期限</u></td></tr> <tr> <td><u>自 己 資 本 比 率 の 推 移</u></td><td> <table border="1"> <tr> <td><u>償 還 直 前 期</u></td> <td><u>償 還 実 施 期</u></td> <td><u>償 還 翌 期 (見込み)</u></td> </tr> <tr> <td>(/ 期)</td> <td>(/ 期)</td> <td>(/ 期)</td> </tr> </table> </td></tr> </table>	<u>期 限 前 償 還 理 由</u>		<u>期 限 前 償 還 予 定 日</u>	年 月 日 ()	<u>償 還 総 額</u> <u>(円 貨 換 算 額)</u>	(百万円)	<u>期限前償還を行う新株予約権付社債の概要</u>	<u>発 行 日</u> 年 月 日 ()	<u>発 行 総 額</u> <u>(円 貨 換 算 額)</u> (百万円)	<u>利 率</u> 額面金額に対し 年 %	<u>当初償還期限</u>	<u>自 己 資 本 比 率 の 推 移</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>償 還 直 前 期</u></td> <td><u>償 還 実 施 期</u></td> <td><u>償 還 翌 期 (見込み)</u></td> </tr> <tr> <td>(/ 期)</td> <td>(/ 期)</td> <td>(/ 期)</td> </tr> </table>	<u>償 還 直 前 期</u>	<u>償 還 実 施 期</u>	<u>償 還 翌 期 (見込み)</u>	(/ 期)	(/ 期)	(/ 期)
<u>期 限 前 償 還 理 由</u>																				
<u>期 限 前 償 還 予 定 日</u>	年 月 日 ()																			
<u>償 還 総 額</u> <u>(円 貨 換 算 額)</u>	(百万円)																			
<u>期限前償還を行う新株予約権付社債の概要</u>	<u>発 行 日</u> 年 月 日 ()																			
	<u>発 行 総 額</u> <u>(円 貨 換 算 額)</u> (百万円)																			
	<u>利 率</u> 額面金額に対し 年 %																			
	<u>当初償還期限</u>																			
<u>自 己 資 本 比 率 の 推 移</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>償 還 直 前 期</u></td> <td><u>償 還 実 施 期</u></td> <td><u>償 還 翌 期 (見込み)</u></td> </tr> <tr> <td>(/ 期)</td> <td>(/ 期)</td> <td>(/ 期)</td> </tr> </table>	<u>償 還 直 前 期</u>	<u>償 還 実 施 期</u>	<u>償 還 翌 期 (見込み)</u>	(/ 期)	(/ 期)	(/ 期)													
<u>償 還 直 前 期</u>	<u>償 還 実 施 期</u>	<u>償 還 翌 期 (見込み)</u>																		
(/ 期)	(/ 期)	(/ 期)																		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案		
(中略)		<u>%</u>	<u>%</u>
	<u>(注) 監督指針Ⅲ－４－６－５に関する貴行としての認識をまとめて添付すること</u>		
	(中略)		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
（永久）劣後特約付借入金の受入れ（変更） 別紙様式 4－26 （中略） （注） 1 当初の届出事項を変更しようとする場合には、当初の届出書の写を添付すること 2 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること 3 監督指針Ⅲ－4－6－<u>3</u>に関する貴行としての認識をまとめて添付すること	（永久）劣後特約付借入金の受入れ（変更） 別紙様式 4－26 （中略） （注） 1 当初の届出事項を変更しようとする場合には、当初の届出書の写を添付すること 2 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること 3 監督指針Ⅲ－4－6－<u>5</u>に関する貴行としての認識をまとめて添付すること

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
（永久）劣後特約付社債の発行 別紙様式 4－27 （中略） （注） 1 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること 2 監督指針Ⅲ－4－6－<u>3</u>に関する貴行としての認識をまとめて添付すること 3 引受け幹事会社のうちブックランナーについて○印を付すこと 4 本届出は、発行条件決定取締役会決議後（発行条件の詳細につき取締役に決定を委任している場合には、当該取締役が委任された発行条件を決定した後）提出すること	（永久）劣後特約付社債の発行 別紙様式 4－27 （中略） （注） 1 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること 2 監督指針Ⅲ－4－6－<u>5</u>に関する貴行としての認識をまとめて添付すること 3 引受け幹事会社のうちブックランナーについて○印を付すこと 4 本届出は、発行条件決定取締役会決議後（発行条件の詳細につき取締役に決定を委任している場合には、当該取締役が委任された発行条件を決定した後）提出すること

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用 別紙様式 4－28 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用届出書 連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等○○について比例連結の方法を用いたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 21 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ○ (注) 1 記載要領 ① 「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（以下この項において「告示」という。）第 25 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等（以下この項において「第 1 号法人」という。）については別紙様式 4－28 の 2、告示第 25 条の 2 第 1 項第 2 号イからニまでに掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等（以下この項において「第 2 号法人」という。）については別紙様式 4－28 の 3 により届け出ること ② 別紙様式 4－28 の 2 又は 4－28 の 3 中、資本金及び資本準備金の額又は出資の総額及び出資額又は所有持分額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること 2 添付書類 ① 別紙様式 4－28 の 2 又は 4－28 の 3 ② 第 1 号法人又は第 2 号法人の定款その他これに準ずるものの写し（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと）	連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用 別紙様式 4－28 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用届出書 連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等○○について比例連結の方法を用いたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 20 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。 ○ (注) 1 記載要領 ① 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下この項において「告示」という。）第 9 条第 1 項第 1 号又は第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等（以下この項において「第 1 号法人」という。）については別紙様式 4－28 の 2、告示第 9 条第 1 項第 2 号又は第 32 条第 1 項第 2 号イからニまでに掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等（以下この項において「第 2 号法人」という。）については別紙様式 4－28 の 3 により届け出ること ② 別紙様式 4－28 の 2 又は 4－28 の 3 中、資本金及び資本準備金の額、出資の総額及び出資額又は所有持分額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること 2 添付書類 ① 別紙様式 4－28 の 2 又は 4－28 の 3 ② 第 1 号法人又は第 2 号法人の定款その他これに準ずるものの写し（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと）

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
③ 第1号法人又は第2号法人の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付し、金額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること） ④ 第1号法人にあっては、第1号法人、銀行持株会社、及び第1号法人に出資する、銀行持株会社の子会社の間の株式保有又は出資の関係を示す図、第2号法人にあっては、第2号法人及び告示第25条の2第1項第2号イに規定する共同支配会社（以下この項において「共同支配会社」という。）の間の株式保有又は出資の関係を示す図 ⑤ 第2号法人にあっては、告示第25条の2第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約の写し（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと） （中略）	③ 第1号法人又は第2号法人の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付し、金額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること） ④ 第1号法人にあっては、第1号法人、銀行持株会社、及び第1号法人に出資する、銀行持株会社の子会社の間の株式保有又は出資の関係を示す図、第2号法人にあっては、第2号法人及び告示第9条第1項第2号イ又は第32条第1項第2号イに規定する共同支配会社（以下この項において「共同支配会社」という。）の間の株式保有又は出資の関係を示す図 ⑤ 第2号法人にあっては、告示第9条第1項第2号イ又は第32条第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約の写し（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと） （中略）

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																				
自己の株式を取得しようとする場合 別紙様式 4－3 3 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 自己の株式を取得する場合の届出書 自己の株式を取得することとなったため、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 24 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>取 得 株 式 数</td><td>(発行済み株式総数)</td></tr> <tr> <td>取 得 金 額</td><td></td></tr> <tr> <td>取得方法及び理由</td><td></td></tr> <tr> <td>自己資本比率の推移</td><td> 実行直前期 (/ 期) % 実行期 (/ 期) % 実行翌期 (/ 期) % </td></tr> <tr> <td>取 得 予 定 日</td><td>年 月 日 ()</td></tr> </table>	取 得 株 式 数	(発行済み株式総数)	取 得 金 額		取得方法及び理由		自己資本比率の推移	実行直前期 (/ 期) % 実行期 (/ 期) % 実行翌期 (/ 期) %	取 得 予 定 日	年 月 日 ()	自己の株式を取得しようとする場合 別紙様式 4－3 3 <u>1</u> 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 自己の株式を取得する場合の届出書 自己の株式を取得いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 24 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>取 得 株 式 数</td><td>(発行済み株式総数)</td></tr> <tr> <td><u>取得する株式の種類</u></td><td><u>(当該種類の発行済み種類株式総数)</u></td></tr> <tr> <td>取 得 金 額</td><td></td></tr> <tr> <td>取得方法及び理由</td><td></td></tr> <tr> <td>自己資本比率の推移</td><td> 実行直前期 (/ 期) % 実行期 (/ 期) % 実行翌期 (/ 期) % </td></tr> </table>	取 得 株 式 数	(発行済み株式総数)	<u>取得する株式の種類</u>	<u>(当該種類の発行済み種類株式総数)</u>	取 得 金 額		取得方法及び理由		自己資本比率の推移	実行直前期 (/ 期) % 実行期 (/ 期) % 実行翌期 (/ 期) %
取 得 株 式 数	(発行済み株式総数)																				
取 得 金 額																					
取得方法及び理由																					
自己資本比率の推移	実行直前期 (/ 期) % 実行期 (/ 期) % 実行翌期 (/ 期) %																				
取 得 予 定 日	年 月 日 ()																				
取 得 株 式 数	(発行済み株式総数)																				
<u>取得する株式の種類</u>	<u>(当該種類の発行済み種類株式総数)</u>																				
取 得 金 額																					
取得方法及び理由																					
自己資本比率の推移	実行直前期 (/ 期) % 実行期 (/ 期) % 実行翌期 (/ 期) %																				

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案		
	<table border="1" data-bbox="1137 274 2136 347"> <tr> <td data-bbox="1137 274 1435 347">取 得 予 定 日</td><td data-bbox="1435 274 2136 347">年 月 日 ()</td></tr> </table> (注) 1 <u>監督指針Ⅲ－４－６－５に関する貴行としての認識をまとめて添付すること</u> 2 <u>本届出は、会社法第 156 条第 1 項各号に掲げる事項を定める株主総会又は取締役会の決議後に提出すること</u>	取 得 予 定 日	年 月 日 ()
取 得 予 定 日	年 月 日 ()		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案														
(新設)	<u>取得条項付株式を取得しようとする場合</u> <u>別紙様式 4－3 3－2</u> 年 月 日 <u>金融庁長官</u> ○○○○ 殿 <u>所在地</u> <u>商 号</u> <u>代表者</u> (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>取得条項付株式を取得する場合の届出書</u> <u>取得条項付株式を取得いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 24 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u> 記 <table border="1"> <tr> <td><u>取 得 株 式 数</u></td><td>(<u>発行済み株式総数</u> / <u>発行済み取得条項付株式総数</u>)</td></tr> <tr> <td><u>取得対価の内容、数・金額又は算定方法</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>自己資本比率の推移</u></td><td> <table border="1"> <tr> <td><u>取得直前期</u> (/ 期)</td><td><u>取得期</u> (/ 期)</td><td><u>取得翌期</u> (/ 期)</td></tr> <tr> <td>%</td><td>%</td><td>%</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td><u>取 得 予 定 日</u></td><td>年 月 日 ()</td></tr> </table> (注) 1 <u>監督指針Ⅲ－4－6－5に関する貴行としての認識をまとめて添付すること</u> 2 <u>本届出は、会社法第 107 条第 2 項第 3 号ロの日を定める株主総会又は取締役会（手</u>	<u>取 得 株 式 数</u>	(<u>発行済み株式総数</u> / <u>発行済み取得条項付株式総数</u>)	<u>取得対価の内容、数・金額又は算定方法</u>		<u>自己資本比率の推移</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>取得直前期</u> (/ 期)</td><td><u>取得期</u> (/ 期)</td><td><u>取得翌期</u> (/ 期)</td></tr> <tr> <td>%</td><td>%</td><td>%</td></tr> </table>	<u>取得直前期</u> (/ 期)	<u>取得期</u> (/ 期)	<u>取得翌期</u> (/ 期)	%	%	%	<u>取 得 予 定 日</u>	年 月 日 ()
<u>取 得 株 式 数</u>	(<u>発行済み株式総数</u> / <u>発行済み取得条項付株式総数</u>)														
<u>取得対価の内容、数・金額又は算定方法</u>															
<u>自己資本比率の推移</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>取得直前期</u> (/ 期)</td><td><u>取得期</u> (/ 期)</td><td><u>取得翌期</u> (/ 期)</td></tr> <tr> <td>%</td><td>%</td><td>%</td></tr> </table>	<u>取得直前期</u> (/ 期)	<u>取得期</u> (/ 期)	<u>取得翌期</u> (/ 期)	%	%	%								
<u>取得直前期</u> (/ 期)	<u>取得期</u> (/ 期)	<u>取得翌期</u> (/ 期)													
%	%	%													
<u>取 得 予 定 日</u>	年 月 日 ()														

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>定款に別段の定めがある場合は、定款で定める機関）の決議後に提出すること</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																
(新設)	<u>全部取得条項付種類株式を取得しようとする場合</u> <u>別紙様式 4－3 3－3</u> 年 月 日 <u>金融庁長官</u> ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>全部取得条項付種類株式を取得する場合の届出書</u> <u>全部取得条項付種類株式を取得いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 24 号の 3 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u> 記 <table border="1"> <tr> <td><u>取 得 株 式 数</u></td><td>(<u>発行済み株式総数</u>)</td></tr> <tr> <td><u>取得対価の内容、 数・金額又は算定方法</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>取得対価の割当て に関する事項</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>取 得 理 由</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>自己資本比率の推移</u></td><td> <table> <tr> <td><u>取得直前期</u> (/ 期)</td> <td><u>取得期</u> (/ 期)</td> <td><u>取得翌期</u> (/ 期)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </table> </td></tr> </table>	<u>取 得 株 式 数</u>	(<u>発行済み株式総数</u>)	<u>取得対価の内容、 数・金額又は算定方法</u>		<u>取得対価の割当て に関する事項</u>		<u>取 得 理 由</u>		<u>自己資本比率の推移</u>	<table> <tr> <td><u>取得直前期</u> (/ 期)</td> <td><u>取得期</u> (/ 期)</td> <td><u>取得翌期</u> (/ 期)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </table>	<u>取得直前期</u> (/ 期)	<u>取得期</u> (/ 期)	<u>取得翌期</u> (/ 期)	%	%	%
<u>取 得 株 式 数</u>	(<u>発行済み株式総数</u>)																
<u>取得対価の内容、 数・金額又は算定方法</u>																	
<u>取得対価の割当て に関する事項</u>																	
<u>取 得 理 由</u>																	
<u>自己資本比率の推移</u>	<table> <tr> <td><u>取得直前期</u> (/ 期)</td> <td><u>取得期</u> (/ 期)</td> <td><u>取得翌期</u> (/ 期)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </table>	<u>取得直前期</u> (/ 期)	<u>取得期</u> (/ 期)	<u>取得翌期</u> (/ 期)	%	%	%										
<u>取得直前期</u> (/ 期)	<u>取得期</u> (/ 期)	<u>取得翌期</u> (/ 期)															
%	%	%															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案		
	<table border="1" data-bbox="1137 274 2152 347"> <tr> <td data-bbox="1137 274 1449 347">取 得 予 定 日</td><td data-bbox="1449 274 2152 347">年 月 日（ ）</td></tr> </table> (注) 1 監督指針Ⅲ－４－６－５に関する貴行としての認識をまとめて添付すること 2 本届出は、全部取得条項付種類株式を取得する旨の株主総会の決議後に提出すること	取 得 予 定 日	年 月 日（ ）
取 得 予 定 日	年 月 日（ ）		

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																
(新設)	<u>自己の株式を処分しようとする場合</u> 別紙様式 4－3 3－4 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 自己の株式を処分する場合の届出書 自己の株式を処分するために、かかる自己の株式を引き受ける者を募集いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 24 号の 4 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>処 分 株 式 数</td><td>(発行済み株式総数)</td></tr> <tr> <td>処分する株式の種類</td><td>(当該種類の発行済み種類株式総数)</td></tr> <tr> <td>処 分 金 額</td><td></td></tr> <tr> <td>処分方法及び理由</td><td></td></tr> <tr> <td>自己資本比率の推移</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実行直前期 (/ 期)</th><th>実行期 (/ 期)</th><th>実行翌期 (/ 期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">%</td><td style="text-align: center;">%</td><td style="text-align: center;">%</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	処 分 株 式 数	(発行済み株式総数)	処分する株式の種類	(当該種類の発行済み種類株式総数)	処 分 金 額		処分方法及び理由		自己資本比率の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実行直前期 (/ 期)</th><th>実行期 (/ 期)</th><th>実行翌期 (/ 期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">%</td><td style="text-align: center;">%</td><td style="text-align: center;">%</td></tr> </tbody> </table>	実行直前期 (/ 期)	実行期 (/ 期)	実行翌期 (/ 期)	%	%	%
処 分 株 式 数	(発行済み株式総数)																
処分する株式の種類	(当該種類の発行済み種類株式総数)																
処 分 金 額																	
処分方法及び理由																	
自己資本比率の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実行直前期 (/ 期)</th><th>実行期 (/ 期)</th><th>実行翌期 (/ 期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">%</td><td style="text-align: center;">%</td><td style="text-align: center;">%</td></tr> </tbody> </table>	実行直前期 (/ 期)	実行期 (/ 期)	実行翌期 (/ 期)	%	%	%										
実行直前期 (/ 期)	実行期 (/ 期)	実行翌期 (/ 期)															
%	%	%															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案	
	処 分 予 定 日	年 月 日 ()
	(注) 本届出は、募集事項を決定する株主総会又は取締役会の決議後に提出すること	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
準備金の額の減少 別紙様式 4－3 4 （中略）	準備金の額の減少 別紙様式 4－3 4 <u>1</u> （中略）

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
剰余金の配当 別紙様式 4－<u>3 5</u> （中略）	剰余金の配当 別紙様式 4－<u>3 4－2</u> （中略）

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案														
(新設)	<u>専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等による資本調達別紙様式4-35-1</u> 年 月 日 <u>金融庁長官 ○○○○ 殿</u> 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) <u>専ら資本調達を行うことを目的として設立された 連結子法人等による資本調達に関する届出書</u> <u>専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等である○○○○が資本調達を行うこととなったため、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第30号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</u> 記 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>連結子法人等の名称</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>連結子法人等の主たる営業所の住所</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>連結子法人等の業務の内容</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>保有議決権</u></td><td>_____ 個（議決権に対する割合 _____ %）</td></tr> <tr> <td><u>資本調達理由</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>調達予定日</u></td><td>_____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）</td></tr> <tr> <td><u>調達総額（円貨換算額）</u></td><td>_____（ ）百万円</td></tr> </table>	<u>連結子法人等の名称</u>		<u>連結子法人等の主たる営業所の住所</u>		<u>連結子法人等の業務の内容</u>		<u>保有議決権</u>	_____ 個（議決権に対する割合 _____ %）	<u>資本調達理由</u>		<u>調達予定日</u>	_____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）	<u>調達総額（円貨換算額）</u>	_____（ ）百万円
<u>連結子法人等の名称</u>															
<u>連結子法人等の主たる営業所の住所</u>															
<u>連結子法人等の業務の内容</u>															
<u>保有議決権</u>	_____ 個（議決権に対する割合 _____ %）														
<u>資本調達理由</u>															
<u>調達予定日</u>	_____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）														
<u>調達総額（円貨換算額）</u>	_____（ ）百万円														

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案			
	調 達 方 法			
	調 達 市 場			
	償 還 期 限	(償還期限が定められていない場合は記載不要)		
	配 当 率 又 は 利 率			
	そ の 他 の 調 達 条 件			
	資 金 使 途			
	連結総自己資本比率の 推 移	発行直前期 (/ 期) %	発行実行期 (/ 期) %	発行実行翌期 (/ 期) %
	(注) 1 引受け幹事会社がある場合は引受け幹事会社を記載し、そのうちブックランナーについて○印を付すこと 2 本届出は、調達条件決定取締役会決議後（調達条件の詳細につき取締役会に決定を委任している場合には、当該取締役が委任された調達条件を決定した後）提出すること 3 「連結子法人等の名称」欄記載の連結子法人等から本届出に係る調達資金を借入金とする借入れを行うため、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 22 号の規定に基づく届出を行う場合は、かかる届出と本届出を併せて提出できるものとする。この場合、重複する項目は省略して差し支えない。			

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案												
(新設)	専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等が調達した資本調達手段の期限前償還 別紙様式4－35－2 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先) 専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等が 調達した資本調達手段の期限前償還に関する届出書 専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等である○○○○が調達した資本調達手段について期限前償還を行うこととなったため、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 31 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。 記 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">連 結 子 法 人 等 の 名 称</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td>連 結 子 法 人 等 の 主 たる 営 業 所 の 住 所</td><td></td></tr> <tr> <td>保 有 議 決 権</td><td style="text-align: right;">個（議決権に対する割合 %）</td></tr> <tr> <td>期 限 前 償 還 理 由</td><td></td></tr> <tr> <td>期 限 前 償 還 予 定 日</td><td style="text-align: right;">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>償 還 総 額 (円 貨 換 算 額)</td><td style="text-align: right;">(百万円)</td></tr> </table>	連 結 子 法 人 等 の 名 称		連 結 子 法 人 等 の 主 たる 営 業 所 の 住 所		保 有 議 決 権	個（議決権に対する割合 %）	期 限 前 償 還 理 由		期 限 前 償 還 予 定 日	年 月 日（ ）	償 還 総 額 (円 貨 換 算 額)	(百万円)
連 結 子 法 人 等 の 名 称													
連 結 子 法 人 等 の 主 たる 営 業 所 の 住 所													
保 有 議 決 権	個（議決権に対する割合 %）												
期 限 前 償 還 理 由													
期 限 前 償 還 予 定 日	年 月 日（ ）												
償 還 総 額 (円 貨 換 算 額)	(百万円)												

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案												
	<u>期限前償還を 行う資本調達 手段の概要</u>	<u>発 行 日</u>	<u>年 月 日 ()</u>										
		<u>発 行 総 額 (円貨換算額)</u>	<u>(百万円)</u>										
		<u>配当率又は利率</u>	<u>額面金額に対し 年 %</u>										
		<u>当 初 償 還 期 限</u>											
	<u>連 結 総 自 己 資 本 比 率 の 推 移</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>償還直前期</u></th><th><u>償還実施期</u></th><th><u>償還翌期（見込み）</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(/ 期)</u></td><td><u>(/ 期)</u></td><td><u>(/ 期)</u></td></tr> <tr> <td><u>%</u></td><td><u>%</u></td><td><u>%</u></td></tr> </tbody> </table>		<u>償還直前期</u>	<u>償還実施期</u>	<u>償還翌期（見込み）</u>	<u>(/ 期)</u>	<u>(/ 期)</u>	<u>(/ 期)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
	<u>償還直前期</u>	<u>償還実施期</u>	<u>償還翌期（見込み）</u>										
	<u>(/ 期)</u>	<u>(/ 期)</u>	<u>(/ 期)</u>										
<u>%</u>	<u>%</u>	<u>%</u>											
<u>そ の 他 参 考 事 項</u>													
(注) 1 <u>監督指針Ⅲ－４－６－５に関する貴行としての認識をまとめて添付すること</u> 2 <u>本届出に係る期限前償還が、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 23 号の規定に基づく届出に係る弁済金等を償還資金として行われる場合は、かかる届出と本届出を併せて提出できるものとする。この場合、重複する項目は省略して差し支えない。</u>													